

岩手県監査委員告示第21号

監査結果の公表（平成31年岩手県監査委員告示第2号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成30年9月25日

(2) 本監査実施日 平成30年11月13日

3 監査結果の公表の日 平成31年1月15日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、当該年度内に業務が完了しなかったにもかかわらず繰越手続を行わないまま支出したものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、年度内に業務が完了できるよう業務依頼時期に配慮するとともに、年度内に処分が完了できない場合には、本庁主管室課と連絡を密にして繰越手続を確実に行うこととし、再発防止に努めることとした。